

助の費用に対する補助をいたしてあります。なお災害救助に必要である各種の物資等につきましては、地方で入手し得ないものについては中央でこれをあつせんするという方法をとつております。なお災害に備えまして平常の準備をするように、地方に對しましては指示をいたしておるのであります。本年の災害の状況を見ますと、地方に對して災害救助の手続について相當熟練と申しますか、なれておつております。従つて昨年のように、中央に對して應援を求めることが非常に少なくなつておるといふのが現在の特徴だと思つておる通りと主として水害でありまして、昨年の北陸の震災のような種類の災害がなかつた關係もあらうかと思つて、中央に對して大きな手でもつて、これに對して援助をしなければならぬといふようなものもなかつたのであります。若干物資のあつせんをいたしましたり、その他後援措置を若干とつたといふ程度であります。

○藤田(農)委員 御説明を承りまして、御趣旨はごもつとも思いますが、現災の面はなか／＼そういうふうによつておらないのであります。たとえば災害が予測される地域にあるような、こゝに水害なんかでありますと、大水が出たらこの家は流されるだらうというところが推定できるような所にある家で、しかも緊急に立退きすればよいといふ災害が免かれることがわかつておるような場合に、この立退きに対する地方当局のい／＼な援助といふものは、現災に對してほとんど金銭的な大した援助にならないようなことになっております。また被災家庭のあとの復

旧、ことに勤労階級の人たちが住む家屋に對しても、何らの対策が拂われたり。また日々の生活の援護といふものも、早急に拂われておらないといふのが現災の状況であります。従つて金銭給付、現物給付とゆうお話がありましたが、そういう方面のこまかい金銭、品物に對しての今日の現状を御説明願いたいと思つております。

○本村説明員 私の方でいたしてあります。災害に對する予防措置、あるいは災害に對する避難といつたものについては、私の方では所管いたしてありません。特に水害に對しましては、建設省の水防關係の方でその点所管いたしてあります。それから災害後の復旧につきましては、これは建設省の方で所管いたしてあります。私の方の所管ではないのであります。水が入つておつて住む所がないといふ人に、緊急避難的な簡便な設備を興えるとか、それに必要な材料を興えるといふような点を私どもの方でいたしてあります。これは水害の水がひきましたあとではただちに打切るといふことになつております。

○藤田(農)委員 そういふことを御説明を承りまして、また存じ上げておる態度で、これは建設省の方の問題だといふことになつておる。厚生省當局として非常に責任上軽くはならぬのであります。ところが、地元住民は、はなはだ苛められない國家の政策のもとにおき、存せなければならぬといふ状態になります。今日の現状から見ますと、建設省當局においても、何

ら積極的な手を打つていないといふのが今日の姿であります。従つてこういうことには對しては、御自分の管轄でない現災でありましようが、將來はもつと厚生省當局の管轄として、被災民の救助に對しても社会局で乗り出していただきたいと思つております。また建設省當局とも十分御相談の上で、それに対する適切な御処置を希望するものであります。九州地方の災害の状況を見まして適切にそういうことを感ずるのであります。九州地方の災害の状況を見まして適切にそういうことを感ずるのであります。九州地方の災害の状況を見まして適切にそういうことを感ずるのであります。

○藤田(農)委員 そのいふことを御説明を承りまして、また存じ上げておる態度で、これは建設省の方の問題だといふことになつておる。厚生省當局として非常に責任上軽くはならぬのであります。ところが、地元住民は、はなはだ苛められない國家の政策のもとにおき、存せなければならぬといふ状態になります。今日の現状から見ますと、建設省當局においても、何

ら積極的な手を打つていないといふのが今日の姿であります。従つてこういうことには對しては、御自分の管轄でない現災でありましようが、將來はもつと厚生省當局の管轄として、被災民の救助に對しても社会局で乗り出していただきたいと思つております。また建設省當局とも十分御相談の上で、それに対する適切な御処置を希望するものであります。九州地方の災害の状況を見まして適切にそういうことを感ずるのであります。九州地方の災害の状況を見まして適切にそういうことを感ずるのであります。九州地方の災害の状況を見まして適切にそういうことを感ずるのであります。

○藤田(農)委員 そのいふことを御説明を承りまして、また存じ上げておる態度で、これは建設省の方の問題だといふことになつておる。厚生省當局として非常に責任上軽くはならぬのであります。ところが、地元住民は、はなはだ苛められない國家の政策のもとにおき、存せなければならぬといふ状態になります。今日の現状から見ますと、建設省當局においても、何

ら積極的な手を打つていないといふのが今日の姿であります。従つてこういうことには對しては、御自分の管轄でない現災でありましようが、將來はもつと厚生省當局の管轄として、被災民の救助に對しても社会局で乗り出していただきたいと思つております。また建設省當局とも十分御相談の上で、それに対する適切な御処置を希望するものであります。九州地方の災害の状況を見まして適切にそういうことを感ずるのであります。九州地方の災害の状況を見まして適切にそういうことを感ずるのであります。九州地方の災害の状況を見まして適切にそういうことを感ずるのであります。

て、現在定まつております最高限度は昨年の九月にできたものでありまして、この限度では低過ぎるというところで、従いまして私どもとしては、地方からこちらにこの限度まで上げてよろしいかといふことの相談がございました。その程度がはなはだしく不当でないという場合には承認いたしております。たとえば今度の東京の災害に對して、たゞ出し費が一日一人分十五円ということになつております。か、現災には二十五円ということにいたしておるような状況であります。そういうふうな現災の金額はこの限度よりは高くしておる。これはたゞいま私どもとしては一般的に限度を高めたというので、財務當局の方とは相談いたしてありますが、まだきまりませぬので、随時そういう措置をとつてその不足の分は出すようにいたしてあります。

○藤田(農)委員 その一日の十五円とか、二十五円という金額は地方的にかつてにきめてよいのですか。

○本村説明員 最高限度が十五円といふふうに一應今のところはきめております。但し御承知の通り主食の値段などが高くなつております。今十五円では足りないのではないかとあります。従いましてこれはどうして上げなければならぬ。それで先般東京都において二十五円といふものを承認いたしてあります。ほかの縣におきましても、その縣の実際の災害の状況におきまして、この点に對しては必要な限度まで上げるようにいたしてあります。

○藤田(農)委員 それはすべて縣費で出すのですか。

○本村説明員 費用は一應全部縣費で

出します。縣費で出したものについて、一定の金額以上になりますと、その以上の分に対する國庫補助があるものであります。一定の金額と申しますと、大体三つの牧養税の合計額の五分の一までの金額についてはその額がやゝ。それを超えましては場合について、その超えましての分が最初が二分の一、だん／＼上りまして、非常に金額が大きくなつたので、そういう食費の給付にいたしてしまつても縣によつて違ひます。十円とか、十一、二円といつて行かないといふような市町村當局の話を聞いたのであります。それに対するのマキシムを十五円といふように御限定のようでありまして、十五円ではたゞが考へても不都合だといふことはわかるのであります。そういうものに対する増額の御意思はないのであります。

○本村説明員 私の方としましては金額を必要なものだけ出す。これは現金給與でなく、現物給與でございます。ですから食料ならばたゞ出ししてものを給與しなければならぬ。給與に要する費用といふものは、御承知の通り現在の配給額といふものが一人当たりきまつておりますから、その主食の費用と、それに対する燃料費を加えた額になるわけでありまして、現災にやりました額を負担するのであります。ただその場合にい／＼なせたいくなものを使うといふことは國家財政上困りますので、一應最高限度をきめておるわけでございます。昨年の九月におきまし

て、現在定まつております最高限度は昨年の九月にできたものでありまして、この限度では低過ぎるというところで、従いまして私どもとしては、地方からこちらにこの限度まで上げてよろしいかといふことの相談がございました。その程度がはなはだしく不当でないという場合には承認いたしております。たとえば今度の東京の災害に對して、たゞ出し費が一日一人分十五円ということになつております。か、現災には二十五円ということにいたしておるような状況であります。そういうふうな現災の金額はこの限度よりは高くしておる。これはたゞいま私どもとしては一般的に限度を高めたというので、財務當局の方とは相談いたしてありますが、まだきまりませぬので、随時そういう措置をとつてその不足の分は出すようにいたしてあります。

○藤田(農)委員 その一日の十五円とか、二十五円という金額は地方的にかつてにきめてよいのですか。

○本村説明員 最高限度が十五円といふふうに一應今のところはきめております。但し御承知の通り主食の値段などが高くなつております。今十五円では足りないのではないかとあります。従いましてこれはどうして上げなければならぬ。それで先般東京都において二十五円といふものを承認いたしてあります。ほかの縣におきましても、その縣の実際の災害の状況におきまして、この点に對しては必要な限度まで上げるようにいたしてあります。

○藤田(農)委員 それはすべて縣費で出すのですか。

○本村説明員 費用は一應全部縣費で

出します。縣費で出したものについて、一定の金額以上になりますと、その以上の分に対する國庫補助があるものであります。一定の金額と申しますと、大体三つの牧養税の合計額の五分の一までの金額についてはその額がやゝ。それを超えましては場合について、その超えましての分が最初が二分の一、だん／＼上りまして、非常に金額が大きくなつたので、そういう食費の給付にいたしてしまつても縣によつて違ひます。十円とか、十一、二円といつて行かないといふような市町村當局の話を聞いたのであります。それに対するのマキシムを十五円といふように御限定のようでありまして、十五円ではたゞが考へても不都合だといふことはわかるのであります。そういうものに対する増額の御意思はないのであります。

○本村説明員 私の方としましては金額を必要なものだけ出す。これは現金給與でなく、現物給與でございます。ですから食料ならばたゞ出ししてものを給與しなければならぬ。給與に要する費用といふものは、御承知の通り現在の配給額といふものが一人当たりきまつておりますから、その主食の費用と、それに対する燃料費を加えた額になるわけでありまして、現災にやりました額を負担するのであります。ただその場合にい／＼なせたいくなものを使うといふことは國家財政上困りますので、一應最高限度をきめておるわけでございます。昨年の九月におきまし

て、現在定まつております最高限度は昨年の九月にできたものでありまして、この限度では低過ぎるというところで、従いまして私どもとしては、地方からこちらにこの限度まで上げてよろしいかといふことの相談がございました。その程度がはなはだしく不当でないという場合には承認いたしております。たとえば今度の東京の災害に對して、たゞ出し費が一日一人分十五円ということになつております。か、現災には二十五円ということにいたしておるような状況であります。そういうふうな現災の金額はこの限度よりは高くしておる。これはたゞいま私どもとしては一般的に限度を高めたというので、財務當局の方とは相談いたしてありますが、まだきまりませぬので、随時そういう措置をとつてその不足の分は出すようにいたしてあります。

入できないという状態でありまして、これは生活保護法が適用になるわけでありまして、それでもものが手に入らないというのであります。一時的扶助といふことでやるわけでありまして、生業扶助といふのは、何か仕事をやるというときの生業扶助でございます。私どもの方では、何か生業をしたいといふことで具体的な計画があれば扶助をいたす、そういう場合には一時扶助をいたすことになつております。これについてそういう申出があつてなお落ちていたというものについては、至急手を打ちたいと思つております。

○委員 今の問題に關してでございますが、たとへばキナイ台風とか何々台風、また地震とか、いろいろな災害が勃発したときに、即刻本省として救わなければならぬ問題に対してどういう指令を出して、どういふふうな予算の裏づけでもつて今まで処して来たかということを一應御説明を願いたいと思つております。

○本村説明員 社会局長いたしましたは災害救助法というものをつくりまして、災害救助法によりまして地方の都道府県等にその責任を負わしてあります。都道府県においては災害が起りましたならば、ただちにこれに必要な各種の資材等の準備をしますし、また緊急避難の必要がある場合には、その処置も講じなければならぬということになつておるものであります。われわれとしては災害が起ると、ただちに関係機関をその日はほとんど徹夜ですつと徹しておきまして、各地の情報を集めて、その情報によつて本省で援助しなればならぬものについては、即刻

これに必要な処置を講じ得るように対策を進めております。

○委員 私とき、地方に行つて聞くのでございまして。数日前にも名古屋の国立病院の庶務課長からつづまに懇話されたのであります。かつつづまの福井の災害のときに、見るに見かねて救護隊を編成して出した。そして百二十幾日にわたる災害救助によつて、更に地元民から感謝の意を表されたが、今日会計検査院が国立病院の会計を検査いたしましたときに、そのための赤字が三十五万円あつた。国立病院であるのにこつた生業的なことをするといふので、会計検査院からは怒られ、國からはびた一文ももらえないし、地方の縣知事からも補つてもらえないといふこと。実は庶務課長は今日神樂坂購みたになつて頭をひねつてゐる。医は仁術だからかくあるべきだ。ことに国立病院のときは全國のモデル病院である。こつたときに國者としましてこつた手を打たなければ国立病院の恥であり、厚生省の恥であるから、今後こつたことをやるつもりだ。しかし何ら経済的な援助も本省から来ないし、知事からもやつてもらえない。ただ買取るのは会計検査院だといふような訴えを承つたのであります。

○委員 こういう病院の苦情を私は、三承つたのでございまして、こつたものに對して本省ではどういふお考えを持つていらつしやるのか。今の御答へによりまして、当然都道府県知事がそれを負担して、しかるべく病院なり組織のあるところに依頼して援助をするのが当然であらう、これが一体國の指令によつて行われておるかといふことをよく承るのであります。これ

は事実とは相反してゐるようには思ひますので、ひとつ厚生当局の方針を具体的に承りたいと思つております。

○本村説明員 ちよつと名古屋の例を私具体的にどうだつたのかといふことを覚えておきませうけれども、北陸の震災の場合におきまして、各種設備がまことに、自分かつてに飛び出して行つて救護をしたといふものにつきましては、災害救助は何らの措置を講じ得ないことになつております。福井縣なら福井縣知事から應援の要求を受けて出た場合、あるいは福井縣から地方の協議会を通して應援を求められた場合、あるいはその縣から隣の縣に頼みまして應援を求められた場合、あるいは中央から指令があつて行つた場合は、こつた場合におきましては、当然これに対する経費の負担は中央でなければならぬ。今の場合ははたしてそれが該当しておつてもならぬのか、該当しておらぬのか、こつたのかといふことは私よくわかりませんが、該当しておれば福井縣からは当然その経費は受くべきだと思つておる。それからその点は、ほんとうに實際の情から飛び出して行つて、自発的にやつたことではなからうかと思つておる。要があつてやつたならなかつたのであります。この場合には、でたために医療班が重複して出て行くといふことは堪へないものであります。やはり出て行く場合にも統制をとつた医療班ができて行かなければならぬといふふうにごとでございまして、おそろしくいふやないかと思つておるのじやないかと思つておるのかといふことを存じませぬ。一應原則的なことを

お答え申し上げます。

○委員 今の御答へで大体御趣旨はわかるのであります。いたすに何班も何班を出て、そこに屯してむだな費用を使われるといふことは、厚生省としても責任を負ななければならぬし、予算もないことだから、かつてにやつた場合には経費を拂うことができないといふことは、また理の当然であらうと思つておられます。國のやることが見ておられないで出すにはおられないといふような近辺の人たちの心持で出たすれば、省としてはやはりお考えにならざるを得ない。忘れられたところには災害が来るという言葉もございまして、こつたのは忘れないうちに次から次へとやつて来るのであります。今福井委員から御質問のありましたところ九州の問題にいたしまして、見ると忍びないところの場面がたゞさんあるように承つておられます。待つておつたらいつまでも待つても國ではやつてもあつたかつかつたといふような言葉がありまして、これを非常に残念に思つておる。私どもも責任を感じておられます。誠意あるところの御処置を今後お願いいたしたい。なおかつそのために赤字を出しておるような国立病院に對しましては、今後ひとつよろしく出向かれまして、お話を、本省と国立病院とが角を突き合はしておるといふようなことか、ないで、まるくやつていただくといふこと、この希望を切に申し上げておきます。

○委員 社会局長がおいでになりましたから共同募金についてお伺いしたいです。共同募金は各府縣でこれを自発的に実施しております。そうでありましたならば、この共同募金の委

員の構成にいたしましたとしても、各府縣でもつて構成をかえることもでき得ると思つておられます。その点は厚生省としては別に監督も何もしておらぬかどうかといふことが一つ、それからもう一つ、こつた大だきました資料によりまして、昨年の募金の集め方は、個別寄附といふのが一番多いわけでありまして、これは八一%であります。これは昨年の例から考えても、ほとんど強制的な割当であります。これは税金を取り立てると同じだと思つておられます。こつたやういふ方に対して厚生省の當局としては、どういふふうにお考えになるか。こつたやういふ方に強制的に取立てられておるとは、まるで税金と同じです。それから、それに対しての厚生省としてのお考え、この二点について承りたいと思つておられます。

○本村説明員 委員の構成につきましても、地方に一切まかせておられますから、私の方から何らこれに対する干渉をいたしておられません。御承知の通り先般司令部から、共同募金の九つの原則が発表になりました。これにつきましては地方で適當にやるように相なつておられます。官廳がこれに對して干渉はしないことになつておられます。それから募金の方法におきまして強制的になるという点につきましては、嚴に戒めたいと思つておられます。従いまして公の肩書を持ちました者が、その肩書をもつてこれを集めるということはしたくないと思つておられます。この点につきましても地方には嚴重に示達しております。また各府縣に適當であることでありまして、大体一律平均がこのくらいになるというところで、各府の任意でお願いしたいと思つてお

員の構成にいたしましたとしても、各府縣でもつて構成をかえることもでき得ると思つておられます。その点は厚生省としては別に監督も何もしておらぬかどうかといふことが一つ、それからもう一つ、こつた大だきました資料によりまして、昨年の募金の集め方は、個別寄附といふのが一番多いわけでありまして、これは八一%であります。これは昨年の例から考えても、ほとんど強制的な割当であります。これは税金を取り立てると同じだと思つておられます。こつたやういふ方に対して厚生省の當局としては、どういふふうにお考えになるか。こつたやういふ方に強制的に取立てられておるとは、まるで税金と同じです。それから、それに対しての厚生省としてのお考え、この二点について承りたいと思つておられます。

員の構成にいたしましたとしても、各府縣でもつて構成をかえることもでき得ると思つておられます。その点は厚生省としては別に監督も何もしておらぬかどうかといふことが一つ、それからもう一つ、こつた大だきました資料によりまして、昨年の募金の集め方は、個別寄附といふのが一番多いわけでありまして、これは八一%であります。これは昨年の例から考えても、ほとんど強制的な割当であります。これは税金を取り立てると同じだと思つておられます。こつたやういふ方に対して厚生省の當局としては、どういふふうにお考えになるか。こつたやういふ方に強制的に取立てられておるとは、まるで税金と同じです。それから、それに対しての厚生省としてのお考え、この二点について承りたいと思つておられます。

衆出していただいて、必要があれば大... 厚生行政の運営の財政の面でもか... 四州に行くように私どもも参りたい... と思つて、そういう点で各局のシ... ヤウ・ミツシヨンの助言に基き予算... 増減が実施された場合、それが厚生行... 政の運営上非常に支障を来すとい... うな点について、具体的な数字をあげ... て私どもに正直に御報告願えません... でしょうか。

○委員説明員 たいまお述べになり... ました厚生省の方の關係で、先ほど百... 八十七億の金が平衡交付金に入つてい... ると私どもは申し上げたのであります... が、その内訳はまだ実は多少の出入... があるわけでありまして、もう少し増... してやらなければ困るといふような... わけで、目下要求しているものもあ... りまして、千二百億の中に入つてい... る百八十七億の内訳は、これは内示があ... りましたから、お示しできると思いま... す。しかしそのほかの、千二百億の中... の先ほどお述べになりました地方の方... でどのくらいほしい、あるいは教育... 費、あるいは道路の費用といふよう... なものを全部やりますと、これは厚生省... の所管ではありませんから、お述べに... なりましたように大蔵委員会なり何か... で御審議いただくことになりまして、私... どもの方の内訳はお示しできると思... いますが、たゞいまは資料を持つて来... ておりませんので、何も申し上げられ... ませんが、百八十七億だけの現在の内... 訳はお示しできると思つております。

○委員説明員 なおこの機会に昨日丸... 山委員からもお尋ねがございましたが、... 政府警察の健康保険が、昨日保健局長... のお話では、大体保険料率を千分の五... 十五に引上げてなおかつ二十二億の赤... 字が出るということでありました。こ... れをどういふふうな財政的に措置さ... れるかとよつと伺いたいと思つて、こ... の点をもちよつと伺いたいと思つて、こ... ○委員説明員 私は今ここに資料を持... つてございまして、大ざつぱなことし... か存じませんが、すでに健康保険の赤... 字が大分出ておりますから、標準報酬... を一割上げまして、それから料率も... お述べになりましたように千分の五十... 五といふふうにとることにしておりま... す。ところが、どうも私どもの見ると... ころでは、ただいまのところ千分の五... 十五といふふうなものをとつて行きま... すことが出来るかどうかといふ点を多... 少心配しております。そこで、そうい... うことになりまして赤字がございませ... ん、これに対する方法としては三つし... かないだらうと思つて、一つは今の... 医療費の、金のかかる方を止めること... と、それから一般会計から入れること... と、もう一つは事業主なり労働者なり... からいただくこと、こゝにいふ方法し... かないわけでございます。現に今のお... 医者さんの方の、世間で言われており... ます濃痰療法といふようなこと、ある... いはまたいろいろ不都合等があつて... は困るといふので、そういう方針でや... つておりますから、多少ずつ改善され... て行つていふように思つて、しか... し、そうやつてもなお赤字が出るとい... うことになりまして、残つた方法... は、事業主や労働者の方からもう少し... 標準報酬なり、標準報酬は賃金の上... りがとまりましたので、ちよつととる... ことはむづかしい、そうすると料率を... 上げるといふ手より、これは法

律を改正するということになりまし... て、国会の御承認を得なければならぬ... が、そうするか、あるいは一般会計か... ら入れるかといふより手がないわけ... ありません。そこで政府として、もう... 厚生省の希望としては、むしろ一般会... 計から入れて、これは御承知の通り、... 社会保険制度審議会の第一回の勧告に... も、社会保険の現状にかんがみて、医... 療給付の一割及び事務費の全額を國庫... から保険に交付してもらいたいとい... う勧告が出ておりますので、その線もあ... り、私どもとしては、できるだけそう... いうふうな方向へ一般会計から入れて... もらうといふふうな希望で進んでおる... わけでございます。ただ、いかにせん開... 議におきまして、大体のわけはきま... りまして、條件として残つております... そのわけを、あちらからもちいらま... すと、どういふことでもございま... すので、どれくらいわくから適當を割... 当てていただきますかわかりませ... んが、私どもも、残つた二つのうちで事業... 主や労働者からとるといふようなこと... よりも、むしろ一般会計の方から入れ... てもらいたいといふようなことで今折... 衝をいたしておるのが目下の現状で... ございます。

○委員説明員 突はもつと具体的に、... たとえば積立金のわくを流用する... か、政府から無利子の金を借りる話... も、厚生省の關係方面から傳えられ... ておるようでありまして、さしあたり二... 十二億予定されておる赤字について... は、そうした数字の上での保障が今年... 度の方針として立つておるのでござ... いましようか、その点を伺いたい。

○委員説明員 今年度の話でございま... すか。
○委員説明員 そうです。
○委員説明員 今年度の赤字の話は、... 一應は年度末まではどうなるようなふ... うに考えております。というのは積立... 金を一時利用することにしたしまし... て、それから保険料の法律で許されて... おる最大限まで、千分の五十五だけと... るように措置をいたしております。國... 庫補助も上げました。そんなことで若... 干収入に入つて来る方も増して来てお... ります。それでいきますと、積立金を... 使つたり、そんなことをやりますと、... 結局年度末までに、それから保険料を... 調停をしましてから現金で持つて来る... までの間に若干ひまがかります。そ... れをなるべくスピーディーにやるとい... うようなことにはいたしますと、二十二億... といひ、あるいは三十億といつておつ... たものが、大体十億くらいで済みそう... でございます。それで十億の金はこれ... は一般会計の剰余金の方からこれを借... りることにはいたしまして、もう手続い... たしております。それで本年度内はど... うやらこうやらその借入金をもつて、... とにかく赤字なしでやつて行ける。そ... の計画通りに行きますれば、赤字なし... にやつて行けるといふふうなことにな... つております。年度末になりますと、... 突與われ、この計画が具体的にいくか... どうか、そこらはまだ予測分がござい... ませんが、濃痰療法の方をとめるとい... うようなこと、それから今の事業主... や、また労働者の方から若干金を納... めてもらふといふようなことが、とに... かく計画通りに行きますれば、本年度... 内は赤字なしで行けるという話になつ... ております。

○委員説明員 これは当然そういうい... うふうになりますれば、法律改正を要... することもあろうかと思つて、そう... ならば改正法律を出さなければなら... ぬ。ただ、いま申し上げましたように、... 千原折衝の途中でございます。十五日... になる時まではきまらぬのですから、... それまでの間はきまらぬのでござい... ます。そういうふうになるかならぬか、突は... ただいまのところ申し上げられないよ... うな状態でございます。本年度内の方... は、一應今のようにして取りかか... っております。来年度のことになりま... すと、まだ突は一般会計の方に入ると... いうことにはなるか、あるいは事務費を... どうするといふことになるか、そんな... 点はまだ未確定なものでございませ... せん、法律案を出すか出さぬかという点... については、まだはつきりしたことを... 申し上げられないのであります。

○委員説明員 医療給付費を國庫が補... 助するかしないかといふことは、これ... は政府警察の健康保険制度の大きな質... 的な轉換だと私どもは考えておりま... す。そういう意味でわれわれとして... は、多年医療給付費は國庫がある程度... 負担すべきであるといふ観点から主張... いたしておるのであります。厚生省... が負担するといふふうには明文化するよ

○委員説明員 医療給付費を國庫が補... 助するかしないかといふことは、これ... は政府警察の健康保険制度の大きな質... 的な轉換だと私どもは考えておりま... す。そういう意味でわれわれとして... は、多年医療給付費は國庫がある程度... 負担すべきであるといふ観点から主張... いたしておるのであります。厚生省... が負担するといふふうには明文化するよ

○委員説明員 医療給付費を國庫が補... 助するかしないかといふことは、これ... は政府警察の健康保険制度の大きな質... 的な轉換だと私どもは考えておりま... す。そういう意味でわれわれとして... は、多年医療給付費は國庫がある程度... 負担すべきであるといふ観点から主張... いたしておるのであります。厚生省... が負担するといふふうには明文化するよ

○委員説明員 医療給付費を國庫が補... 助するかしないかといふことは、これ... は政府警察の健康保険制度の大きな質... 的な轉換だと私どもは考えておりま... す。そういう意味でわれわれとして... は、多年医療給付費は國庫がある程度... 負担すべきであるといふ観点から主張... いたしておるのであります。厚生省... が負担するといふふうには明文化するよ

○委員説明員 医療給付費を國庫が補... 助するかしないかといふことは、これ... は政府警察の健康保険制度の大きな質... 的な轉換だと私どもは考えておりま... す。そういう意味でわれわれとして... は、多年医療給付費は國庫がある程度... 負担すべきであるといふ観点から主張... いたしておるのであります。厚生省... が負担するといふふうには明文化するよ

○委員説明員 医療給付費を國庫が補... 助するかしないかといふことは、これ... は政府警察の健康保険制度の大きな質... 的な轉換だと私どもは考えておりま... す。そういう意味でわれわれとして... は、多年医療給付費は國庫がある程度... 負担すべきであるといふ観点から主張... いたしておるのであります。厚生省... が負担するといふふうには明文化するよ

○委員説明員 医療給付費を國庫が補... 助するかしないかといふことは、これ... は政府警察の健康保険制度の大きな質... 的な轉換だと私どもは考えておりま... す。そういう意味でわれわれとして... は、多年医療給付費は國庫がある程度... 負担すべきであるといふ観点から主張... いたしておるのであります。厚生省... が負担するといふふうには明文化するよ

○委員説明員 医療給付費を國庫が補... 助するかしないかといふことは、これ... は政府警察の健康保険制度の大きな質... 的な轉換だと私どもは考えておりま... す。そういう意味でわれわれとして... は、多年医療給付費は國庫がある程度... 負担すべきであるといふ観点から主張... いたしておるのであります。厚生省... が負担するといふふうには明文化するよ

らに、私どもとしてはお願いしたいところがあります。

なお保険財政であります。終局的に現行の健康保険の赤字の問題は、政府管掌は別といたしまして、昨日も保険局長にお尋ねしたのでありますが、きわめて御容赦がまいりまして、ごさいます。すでに基金法によりまして、保険者としては、一月半の預託金を納めなければならぬことになっておりますが、災防基金法の口座については、この数箇月の間、ほとんど法律によつて規定された政府の義務が果せておらないといふことも聞いておるのであります。こういうことは厚生省としては、どういふふうに大蔵省その他に御折衝なのか、私どもとしてはきわめて急務のような感じがあるのであります。そういう点について少し内輪の御事情をお願いしたいと思つておられます。

○高田委員 基金法の金が災は満足に行きません。若干お医者さんに対する医療費の支拂いが遅れておつたわけで、この前の国会でも非常にやかましく督促されたわけでございます。が、保険料が滞りなかつたから、これは保険料が入らなかつたからでございます。それで保険料を取立てるといふ点に努力をかけたとして、初め保険料が一番遅いときは三割程度くらいしか入らなかつたのですが、努力をかけたために、最近では私の承知しておるところでは、大ざつぱに言つて七割くらい入つておるのでございませう。最近保険料の方も大分入りつた。それから保険料の未納の多い健康保険組合については、組合管掌で納め得ないものは解散を命じて政府管掌に吸収するといふ措置も講じておりま

す。そんなようなこと大分保険料が入つて来まして、悪いときは三割であつたのが、大ざつぱに言つて七割くらい入つておるようになります。これは一般的に見て現在の金詰りから来る貸金の遅欠に陥つておる、工場としての余剰ない事情になつておるのじやないかと思つてございませう。要するに健康保険制度が全き運用を見て、被保険者が喜んで被保険者としての診察を受けられるといふ趣前になるということ

は、とりもなおさず勤労者の実質賃金がそれだけ充実されるということを感じます。その意味するところでは、日本銀行等が保証をして地方銀行が優先的にこの金融をやるという方式が、かつて貸金の遅欠に陥つておつた大蔵省の省令等を出されておつたようでありませう。そういう措置が講ぜられないものでございませうか。

○高田委員 預託金が入らないから御意見ですが、これは別なものでございませう。保険者としては法律上は法律に規定された額を、やはり法律に規定された日までに当然金庫に拂ひ込むべきじやないかと考えます。それからいろいろな事情からいたしまして遅滞になつておるといふことが、医療機関の医師への支拂いの大きな俵目になつておると思つてございませう。こういう点は政府として保険者である以上、当然納付義務として預託金の予納ということについては、既取に履行していただかなければならぬと思つて

者である労働者から集めたところの保険料を、自己の経営の赤字補填に使つておる、そのために告発されておる工場もあるやうであります。これは一般的に見て現在の金詰りから来る貸金の遅欠に陥つておる、工場としての余剰ない事情になつておるのじやないかと思つてございませう。要するに健康保険制度が全き運用を見て、被保険者が喜んで被保険者としての診察を受けられるといふ趣前になるということ

は、とりもなおさず勤労者の実質賃金がそれだけ充実されるということを感じます。その意味するところでは、日本銀行等が保証をして地方銀行が優先的にこの金融をやるという方式が、かつて貸金の遅欠に陥つておつた大蔵省の省令等を出されておつたようでありませう。そういう措置が講ぜられないものでございませうか。

○高田委員 第一のお尋ねの、保険者であるが、保険料の入る入らぬにかかわらず、基金に預託をすべきではないかという点につきましては、私共は随分何かを持っております。私共は、これは取調を申上げておるものでありませう。これは取調を申上げておるものでありませう。これは取調を申上げておるものでありませう。これは取調を申上げておるものでありませう。

ければならぬではないかという点について、ただいまいろいろ例をあげてお話をしますが、何かさういふことをしたいと思つておられますが、私共今具体的などういふ措置をとることになつておるといふ材料を持つておりませう。正確にお答えできないことをたいへん申訳なく思つておられます。

○三木委員 健康保険の赤字の問題は、政府管掌は別といたしまして、昨日も保険局長にお尋ねしたのでありますが、きわめて御容赦がまいりまして、ごさいます。すでに基金法によりまして、保険者としては、一月半の預託金を納めなければならぬことになっておりますが、災防基金法の口座については、この数箇月の間、ほとんど法律によつて規定された政府の義務が果せておらないといふことも聞いておるのであります。こういうことは厚生省としては、どういふふうに大蔵省その他に御折衝なのか、私どもとしてはきわめて急務のような感じがあるのであります。そういう点について少し内輪の御事情をお願いしたいと思つておられます。

○高田委員 基金法の金が災は満足に行きません。若干お医者さんに対する医療費の支拂いが遅れておつたわけで、この前の国会でも非常にやかましく督促されたわけでございます。が、保険料が滞りなかつたから、これは保険料が入らなかつたからでございます。それで保険料を取立てるといふ点に努力をかけたとして、初め保険料が一番遅いときは三割程度くらいしか入らなかつたのですが、努力をかけたために、最近では私の承知しておるところでは、大ざつぱに言つて七割くらい入つておるのでございませう。最近保険料の方も大分入りつた。それから保険料の未納の多い健康保険組合については、組合管掌で納め得ないものは解散を命じて政府管掌に吸収するといふ措置も講じておりま

るかも知れませんが、今日の日本の人口問題に關係する問題であります。これは國家の政策的に大きい問題だと思つておられます。従つて健康保険法に關するところの予算についてひとつお願いいたします。

○三木委員 健康保険の赤字の問題は、政府管掌は別といたしまして、昨日も保険局長にお尋ねしたのでありますが、きわめて御容赦がまいりまして、ごさいます。すでに基金法によりまして、保険者としては、一月半の預託金を納めなければならぬことになっておりますが、災防基金法の口座については、この数箇月の間、ほとんど法律によつて規定された政府の義務が果せておらないといふことも聞いておるのであります。こういうことは厚生省としては、どういふふうに大蔵省その他に御折衝なのか、私どもとしてはきわめて急務のような感じがあるのであります。そういう点について少し内輪の御事情をお願いしたいと思つておられます。

○高田委員 基金法の金が災は満足に行きません。若干お医者さんに対する医療費の支拂いが遅れておつたわけで、この前の国会でも非常にやかましく督促されたわけでございます。が、保険料が滞りなかつたから、これは保険料が入らなかつたからでございます。それで保険料を取立てるといふ点に努力をかけたとして、初め保険料が一番遅いときは三割程度くらいしか入らなかつたのですが、努力をかけたために、最近では私の承知しておるところでは、大ざつぱに言つて七割くらい入つておるのでございませう。最近保険料の方も大分入りつた。それから保険料の未納の多い健康保険組合については、組合管掌で納め得ないものは解散を命じて政府管掌に吸収するといふ措置も講じておりま

よと厚生省と似た存在のような気が
いたします。最後のところは大蔵省の
許可がなかつたらわれ／＼はもらえな
い、というような御返答をどの局長も
なさるのであります。まことにたより
ない話でございます。およそ経済復
興をいたしましたならば、七五〇ぐら
い、この厚生省を中心とした社会福祉
の事業の施設のために使われる費用を
持たれて、当然だろうという考えを私
は持つておりますが、それに向つて進
んで行かなければなりませんのに、今
の内示案は、幾らの要求に対して第一
次内示案をおもらいになつたか、私評
しくその辺は存じませんが、まことに
失礼な言葉かもしれませんが、全国的
な批評が、厚生省に対して教育委員会
ぐらゐの程度しか御活躍願つていな
いという御批評があるということ
を申し上げて、私の希望にかえたいと
思います。

○丸山委員 今の予算項目の問題です
が、この項目は省内でも、たとえは向
うのものをこつちにするという費目の
移動ができるのでございませうか。
○高田委員 これは査定當局とよく
相談をしますが、大体のことは、こつ
ちからこつちにすることは現在いたし
ておると思ひます。

○丸山委員 そうですねと結構の
問題ですが、たとえば結核療養所病床
に伴う診療費に要する経費が一般
七千四百六十七万円、ところが十六
十七、十八、十九の項を見ますと、國
立病院、国立療養所の結核療養所の経費
のために五百万円、国立病院の指導監
督に要する費用が十二億円も要求して
いる。それから国立療養所の指導に
七百万円、国立療養所の指導費に
さても五百五十九万円、それを合せる
と十二億五千万円くらいになる。この
指導監督費だけに十二億五千万円
も必要だということになれば、どうも
国立病院と国立療養所というもの
は、よほど指導をやらねばならぬとい
ふことがやつていゝのじやないか。とこ
ろが実際にやる方の費材とか、建物と
か、あるいは予防対策強化に要するも
のは、三億とか四億とかいう一けたぐ
らい、僅つた程度のもので、これを見
ると、どうも納付行かないのですが、
国立病院の指導監督に十二億円使うと
いうのはどういふわけですか。そうい
うものはもう少し實際面に移動させる
ということではできないのですか。何か
これは意味があるのですか。
○高田委員 御質問の点は、実は指
導監督というふうな働き方が悪いのか
もしれませんが、医務局の入院費が若
干こつちに入つて来ております。
内容をあらためていただきますとわかる
と思ひますが、指導監督という字が実は
おかしいのぢやないかと思ひます。入院費
が入つておりますし、それから講習と
いうふうなものになると、これはほん
とうの講習だと思ひますが、指導監督
という文字の中には、実は予算の科目
から行きますと、ある程度その局の人
件費が、大部分その局に入つてお
るのでございませう。これは内訳をこら
んじただけですと、そうむりなあれを
しておるわけではないかと思ひます。
これは多分重複が甚しいのじやない
かと思ひます。あるいは一般会計から
の繰入れが入つておられますか。これは
よく詳しく私ども知りませんが、ある
いは例の二割五分でございませうか、こ
ういふものが一般会計からこの項目に

便宜入つておるといふふうなことで、
載せておるかも知れませぬ。なおこれ
は内訳をあらためていただきますと、御納
得が行くかと思ひます。
○丸山委員 内訳が実は私どものとこ
ろにないものであります。
○高田委員 実は今、私どももこれ
だけしか持つておりません。
○丸山委員 指導監督だけに十二億も
使われては……
○高田委員 それは多分医務局関係
の入院費と、それからあるいは便宜一
般会計からの繰入金みたいなものがこ
こに入つておるかと思ひます。という
のは、療養所関係の指導監督とは大分
金額が違ひますから、これはおそろく
繰入金がこの項目に入つておるとい
うふうなことがあると思ひますが、違つてお
りましたら訂正いたします。
○高田委員 ちよつと和田委員に申
し上げますが、時期が相当たちました
ので、大塚、佐藤両事務官は来てお
りますが、ひとつできれば個人的にお話
を聞いてもらつたらどうかと思ひま
す。さう御了派願ひたいと思ひま
す。
○高田委員 時間がないのでございま
したら……
○伊藤委員 先ほど資料がないか
と質問しましたら、まだできてないとい
うふうなお話でありましたが、先ほど
から資料をお伺ひいたしましたと、興
味の丸山委員だけが資料を持つておられ
るようですが、どういふわけですか。
○丸山委員 それは私から申し上げま
したの、私がこの資料を入手いたしま
したの、専門委員に参りまして、
専門委員の持つておりましたのを拝見
して参つたのであります。

○伊藤委員 われ／＼の不勉強も
ありますけれども、もし今後専門委員
室にわざ／＼行かなければ、そうい
うことが行われぬというならやむを得
ませんが、大体さういふことを説明な
さるときは、簡潔な資料で持つてくだ
すから、ひとつ公平にお渡しを願ひた
い。
それから、先ほど大官のおつしやつ
た本年度は二百七十五億、二十五
年度は三百三十億とおつしやつたよう
に伺ひましたが、さうでございませ
うか。
○高田委員 そうです。
○伊藤委員 そうしてぶえたのは
どこでぶえたかという、生活保護費
で四十億、児童で七億、それからベツ
トの増床で十二億、さういふふうにな
るので、三百三十億から二百七十
五億を引くと、四十五億だけがふえて
おる。ところがこのふえるという金額
が五十九億ばかりになるでございま
すが、これはどういふ違いですか。
○高田委員 これは一年度限りで済
んでいゝようなものと、年度間併せて
おると、それから昨年は実は行政費
がありまして、入院費が減つておりま
す。そんなふうなことで、多少の差額
はあります。
○伊藤委員 先ほど同委員から御
質問がありまして、これはいろいろ
ことで問題になるのですが、最低生活
の問題でございませう。これは厚生省の
予算がふえたのも、官つたようなこと
で使われるので、實際上は厚生省の
費用というものは低下するのではな
いと思ひます。そこで私どもは次官が
見られるようすが、今ではたとえ
東京都では、五人家族では四千四百

円というふうな保護費の額になつてお
ります。これではどうも考へても文化的
どころではないのですが、大切なこと
は、もうさういふことが許されるとす
れば、むしろ生活保護費というものは、
生活保護費のための予算ではなくて、
まさに低賃金のための予算になるとい
うことです。五人家族で四千四百円が
最低生活とすれば、これは低賃金にな
つて、大官の俸給にも及んで来るこ
とになる。さういふ点では先ほど國の費
材の問題云々を言われましても、千億云々
も、現に輸出増だけでも一千億云々
というふうなことを言つておるが、決
してさういふことは官のそれがれにな
らない。医務を扱つておる厚生省局とし
ては関係各省に對し、また政府内部に
おいても、もつと確固たる態度をもつ
て、この問題を決定していただくとい
ふと思ひます。さうでございませぬ、か
らに今年も同じ五人で四千四百円と
しても、去年よりは實質的には低下し
ておる。さらに先ほどの健康保険の問
題につきましても、さういふことから
轉じて労働者の賃金や何か低下すれ
ば、當然の結果として保護費やなんか
も低下して行くので、厚生省で計算し
ておることとは、周囲の皮算用とい
ふふうなことになると思ひます。私はこの
とで皆さんと討論しようと思ひませぬ
けれども、そのことを一つ希望してお
きます。
もう一つはベッドの増床の予算の問
題でございませうが、これは一、二箇月
前に出した増床計画に基くものでしよ
うか、とりあへずどれくらいのこと
を目安にしておるか、さういふことを
お伺ひしたい。

○委員説明員 第一の生活保護費の問題でございますが、実は今五千円ほどというふうな最低の基準を定めておられるわけでありまして、手きびしいお話をございまして、実は私も最も最低生活はどれくらいでやるかというふうなことで、実はこまかく計算をして、年齢別によつて必要カロリーを蒸餾にして、今はこれくらいとれる、またとらなければならぬというふうなことで二回計算をしておられるわけでありまして、これは御承知のように物價の上昇に伴い、実は改訂を要するのでございまして、従いまして生活保護法実施以來、私の記憶によりますとすでに十二回か十三回改訂をしております。米價等の引上げのありますときには、大抵必ずといっていいくらい引上げております。この点の努力は今後といえども一番大事な点でございますのでぜひやつて参りたい、かように考えております。

それから増床の点は、実は大体三箇年間で八万床にしたいというふうな計画でございまして、今年度はその年度計画によりまして、大体一万五千床の要求をいたしております。先ほど丸山から御指摘のありました九億かあるいは十二億かという増床のやつは、そのうち大半つばに言えは五千床だけは財務當局も認めまして、来年度はまた五千床の予算が國會に提案できると思いますが、なお私どもはもう少しこれはやりたいというふうに強く希望して折衝しておるところでございます。

○伊藤(重)委員 そうですと、きのう言われました人口動態というふうな統計によりまして、今年の五月の統計による死亡者が一万三千幾らになつて

おります。五月という月が一番多いかどうかわかりませんが、十二倍いたしましても、いかに結核の増加がいつて新聞に出た数字よりふえておられるわけですか。とにかく今三百万ないし四百万の結核患者がいるだろうということは、識者の間の一一致した見解になつておるのですが、そういう状態に対して厚生當局としてはベッドがどのくらいあつたらいいかと考えておるか、お伺いしたい。

○委員説明員 私どもはただいま御指摘の通りに、十四、五万ないし二十万の結核死亡者が大体ありますから、厚生上普通一年の結核死亡者のベッドだけあることが結核の予防の上ではいいというわけで、私どもとしては日本全体であります死亡者の数だけの結核病床を持つことを理想として進みたい。しかしそう言つてもなか／＼いゝ／＼な点で――物資の点あるいは財政の点で困りますので、まず大体各府縣別にしまして、結核死亡者の半分五〇％だけのベッドを各府縣別に持たたいというふうな理想を進んでおります。

なおこの際若干時間を借して申し上げたいと思つて、結核の初期の治療、ストレプトマイシンにしまして、日本でもこれを生協して、そうしてこれらの特種の結核の方々にやろうというふうなわけで、BCGがあるいは早期予防のいゝ／＼な点、それから病氣に一度かかつた人については今のストレプトマイシンを利用する。それから特殊な結核の人に対してもストレプトマイシンを利用したいというふうな点、また他面重症にある人に対しては、な

るべく治療すると同時に一般から隔離して、そうして病床に入れて、すみやかに結核をなおしたいというわけで、これは総合的に相当厚生省の予算の中でも重要に考えまして、若干入つたものもある。これからの点は相当強くやつて参りたいと思つております。

○伊藤(重)委員 もつと詳しい予算のあれが出ましてから、なお質疑をしたいと思いますので、基本的にはこうだと思つて、大体今年度はこの調子で行くと統計の方でも二十万の結核死亡者が出るのではないかと思つて、そのほか現実には結核で死亡しておられる方が、大体同等くらいあると見てさしつかえないのではないかと、安んずるとこれは四十万、かりにこれを五割と見て三十万、それだけこのベッドが必要だということになれば、これから三年間で八万ベッドということになると、實際上これは結核対策にならないわけです。つまり一か十かの問題だと思つて、百はしいうち、今とりあえず二か三かというのでは、これは予算というものはないと思つて、これは先ほどの最低生活云々の問題でもそうなります。結局すると、これは何かほかのことのために利用される。全然何もやらないう／＼なことを言われるからというので、みんなを言ふと何か何とかが予算になるので、完全にはやらなければ、この予算は百のうち二十％を努力でやつたのだということになしに、これはゼロかあるいは補じては適な効果を及ぼすことになると思つて、こういうことに対する問題だもか、それ

から日本國民としての大きな問題であるとかいうようなことについては、これは党派を問はず、われ／＼と見解が一致していると思つて、もし皆さんの方でそういう毅然たる態度をもつて努力してくだされば、私どもとしても協力を惜しまないのですから、このことの本質を十分に御了解くださいますして、事に処したいというふうに希望して質問を終ります。

○三本説明員 ただいま伊藤委員からの御意見であります。私どももまた結核病床の増設ということは必要だと考えてみるのであります。しかしこれは、あまり購買なことを言つてお叱りを受けるかもしれません。公共事業費その他の面から見まして、これを一氣にやることは非常にむづかしい。しかも一面におきまして、わが國の結核対策というものは、衆人の仕事で、家庭で大部分が療養しておるものであります。療養者に対して、またその感染防止等の諸般の施策が十分とはいへない。保健所等が活動いたしておられますけれども、なお十分とはいへない。そこで結核予防法でできまして、患者に対する保護施設というふうな諸般の仕事、ひとつ徹底的にやりたいという考えを持つておられるのであります。これをベッドと阿々並行いたしまして、相まつて日本の実情に適するような行き方をひとつやらなければいけませんが、これはないかと思つておる次第であります。御指摘をいたしましてたいへんありがたいと思つて、あります。いづれ機会を得ましたならば、それらの点につきまして詳細に御報告申し上げたいと思つております。

○堀川委員 それでは本日はこの程度で散会いたします。午後零時四十四分散会